

執筆者:

[E-mail](#) [角田 龍哉](#)[E-mail](#) [福島 淳央](#)[E-mail](#) [小松 詩織](#)

1. DSA 提案の背景及び検討状況

デジタルサービス法(The Digital Services Act、以下「DSA」といいます。)は、違法コンテンツの拡散及び偽情報等の拡散により生成され得る社会的リスクに対応することで、仲介サービスの EU 域内市場における適切な機能が確保され、EU 基本権憲章で掲げられた基本的権利が実効的に保護されてイノベーションが促進されるような、安全、予測可能かつ信頼されるオンライン環境のための統一的なルール策定のために、EU 加盟国内における国内実施法の制定を待たずして当該各国に自動的に適用される規則(Regulation)として提案されている法律です(前文(9)項)。

EU では、長らく電子商取引指令(2000/31/EC)¹がオンライン仲介サービス提供者の責任の判断枠組みを規律してきましたが、適用対象となる「情報社会サービス」²の範囲の EU 加盟国間での不統一等の課題が指摘され、実際に著作権侵害コンテンツ流通に関しては新たな免責枠組みが設定されました³。また、違法コンテンツのほかに⁴、ヘイトスピーチ⁵や、偽情報⁶については、行動規範を策定する等によっても対策が図られてきました。そのような中で、欧州委員長に就任した Ursula von der Leyen 委員長は、2019年の時点で、仲介者責任の在り方について EU 域内で単一のデジタル市場を実現するために更新する方針を打ち出していたところ⁷、欧州委員会は、2020年6月2日、DSAの骨子についてパブコメ手続を開始し、その結果次第で、2020年の第四半期に具体的な法案を提案する旨を明らかにしていました⁸。

その後、2020年12月15日、欧州委員会は、上記のような課題に対処すべく、DSA案⁹を公表し、2022年4月23日、欧州議

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000L0031&from=EN>

² 「情報社会サービス」とは、「通常は対価のために、隔地間で、電子的手段によって、サービス受領者の個別の要求に応じて提供されるあらゆるサービス」と定義されています(電子商取引指令2条(a)、Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical regulations and of rules on Information Society services <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32015L1535>>1条1項(b))。

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0790&from=EN>

⁴ <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/commission-recommendation-measures-effectively-tackle-illegal-content-online>

⁵ https://ec.europa.eu/newsroom/just/document.cfm?doc_id=42985

⁶ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/signatories-2022-strengthened-code-practice-disinformation>

⁷ Ursula von der Leyen, “POLITICAL GUIDELINES FOR THE NEXT EUROPEAN COMMISSION 2019-2024”, <https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/political-guidelines-next-commission_en_0.pdf>.

⁸ <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/commission-launches-consultation-see-views-digital-services-act-package>

⁹ European Commission, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC, 2020, at <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020PC0825&from=en>>.

会と EU 加盟国(閣僚理事会)の間で暫定的な政治合意(political agreement)に達した後¹⁰、2022 年 7 月 5 日には、欧州議会によって DSA の修正案¹¹が採択されました¹²。今後、DSA は、欧州議会によって採択された当該修正案を閣僚理事会が正式に採択すれば規則として成立し、成立した DSA が EU の官報に掲載されてから 20 日後より発効することとなります。そして、最終的には、DSA は、原則として、発効日の 15 ヶ月後か、2024 年 1 月 1 日のいずれかより遅い時期から施行される予定です¹³。

なお、本ニュースレターは、2022 年 7 月 5 日に欧州議会が採択した DSA の修正案をもとに作成しておりますので、正式採択の過程等で修正が入り、最終的に成立する DSA と条文番号等が異なる可能性があることにはご注意ください。

2. DSA の内容

(1) 適用対象

DSA は、サービス提供者の場所又は所在にかかわらず、EU 域内に拠点を有するサービス受領者、又は仮に EU 域内に拠点がなく、EU 域内に所在するサービス受領者に対して提供される仲介サービス(intermediary service)に対して適用されます(前文(7)・(8)項、1a 条 1 項)。仲介サービスは、(a)「単なる導管」(mere conduit)、(b)「キャッシング」(caching)、及び(c)「ホスティング」(hosting)に分類されます(2 条(f)項(i)-(iii)号)。

さらに、ホスティングサービスのうちの一部は、オンラインプラットフォーム(online platforms)(2 条(h)項)と呼ばれ、また、その中でも EU 人口の約 10%以上(4,500 万人以上)の月間アクティブユーザーを抱えるものは超巨大オンラインプラットフォーム(very large online platforms)(25 条)として特別なデューデリジエンス義務が課されます(後記(3)参照)。

また、オンラインプラットフォームと同様に 4,500 万人以上の月間アクティブユーザーを抱えるオンライン検索エンジン¹⁴は、超巨大オンライン検索エンジン(very large online search engines)(33a 条)として特別なデューデリジエンス義務が課されます(後記(3)参照)、オンライン検索エンジンについては、仲介サービスの定義のものには含まれておらず、単なる導管、キャッシング、ホスティングのうちいずれに該当するかは場合に依るようであり、仲介サービスに関する免責規定やデューデリジエンス義務との関係性は DSA の規定上必ずしも明記されているわけではないと考えられます(前文(27)・(27a)項、2 条(ha)項)。

適用対象	定義
仲介サービス	(a)単なる導管 サービス受領者によって提供される情報の通信ネットワーク内での送信、又は通信ネットワークへのアクセスの提供からなるもので(2 条(f)項(i)号)、DNS や VPN 等を含む(前文(27a)項)。
	(b)キャッシング サービス受領者の要求に応じて他の受領者への情報の送信を効率化することを唯一の目的として、その情報を自動的に、中間的に、一時的に保存することを伴う、サービスの受領者によって提供された情報の通信ネットワーク内で送信することからなるもので(2 条(f)項(ii)号)、CDN 等を含む(前文(27a)項)。
	(c)ホスティング サービス受領者の要求に応じて、サービス受領者によって提供された情報を保存することからなるもので(2 条(f)項(iii)号)、クラウドコンピューティング、ウェブホスティング等を含む(前文(27a)項)。
オンラインプラットフォーム	ホスティングサービス提供者が、サービス受領者の要求に応じて、情報を保存し、かつそれを一般に広めるサービスを指し、SNS やコンテンツ共有サービス、アプリストア、オンラインマーケットプレイス、オンライン旅行及び宿泊プラットフォーム等を含みます(欧州委員会の Q&A の 3)。

¹⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2545

¹¹ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0269_EN.html

¹² <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220701IPR34364/digital-services-landmark-rules-adopted-for-a-safer-open-online-environment>

¹³ ただし、オンラインプラットフォームの提供者の域内の平均月間アクティブサービス受領者の公表義務(23 条 2 項)や、当該情報(求めに応じてアップデートしたもの)やその計算方法に関する情報の当局への提供義務(23 条 3 項)、欧州委員会による巨大オンラインプラットフォームの指定に関する規定(25 条 4-6 項)、巨大オンラインプラットフォーム及び巨大オンライン検索エンジンに対する監督・調査・執行・モニタリングに関する規定(4 編 3 章)、執行に関する共通規定(4 編 4 章)、委任法に関する規定(4 編 5 章)については、DSA の発効と同時に施行されます。

¹⁴ オンライン検索エンジンとは、キーワードや音声リクエスト、フレーズその他のインプットの形式で任意の主題に関するクエリを基に、原則として全てのウェブサイト又は特定の言語の全てのウェブサイトの検索を行うために利用者にクエリを入力させ、求められた内容に関する情報が表示される任意の形式で結果を返すことを可能とするデジタルサービスを指します(2 条(ha)項)。

	ただし、①当該活動が他のサービスの付随的で単に副次的特徴であるか主要サービスの付随的機能に過ぎず、②客観的かつ技術的理由で当該他のサービスなしには利用できず、③当該特徴又は機能の当該他のサービスへの統合が DSA の適用を回避するための手段ではない場合を除く(前文(13)項、2 条(h)項)。
超巨大オンラインプラットフォーム	EU における平均月間アクティブサービス受領者が 4,500 万人以上に達するオンラインプラットフォームであって、25 条 4 項に基づき、超巨大プラットフォームとして指定されたもの(25 条 1 項)。
超巨大オンライン検索エンジン	EU における平均月間アクティブサービス受領者が 4,500 万人以上に達するオンライン検索エンジンであって、25 条 4 項に基づき、超巨大オンライン検索エンジンとして指定されたもの(33a 条 1 項)。

(2) 仲介者責任の免責枠組み(第 2 章)

DSA のうち仲介サービス上を流通するコンテンツ等に関する仲介者責任の枠組みを定める第 2 章は、基本的に、電子商取引指令での枠組みを引き継いでおり、仲介サービスを、①単なる導管(mere conduit)、②キャッシング(caching)、及び③ホスティング(hosting)に分類し、各サービスごとに、①送信、②保存、③情報の保存について仲介者責任が免責される要件を規定しており(3 条、4 条、5 条)、典型的には、違法コンテンツにより被害を被った者による損害賠償請求から免責されるものと考えられます(前文(17)・(24)項、3 条 3 項、4 条 2 項、5 条 4 項)。

仲介サービスの種類	免責条件
単なる導管	提供者が下記条件を いずれも満たす とき、提供者は送信又はアクセスされる情報について免責される(前文(21)項、3 条 1 項)。 ① 送信を開始しない ② 送信先を選択しない ③ 送信に含まれる情報を選択又は変更しない
キャッシング	提供者が下記条件を いずれも満たす とき、サービス受領者の要求に応じて他の受領者への情報の送信を効率化又は安全なものにすることを唯一の目的として、自動的、中間的、一時的な情報の保存について免責される(前文(21)項、4 条 1 項)。 ① 情報を修正しない ② 情報へのアクセス条件を遵守している ③ 業界で広く承認され利用されている方法により、情報のアップデートに関するルールを遵守している ④ 業界で広く承認され利用されている方法により、情報の利用に関するデータを取得するための技術の合法的な利用を妨げない ⑤ 送信元の情報がネットワークから削除され、若しくはアクセスが遮断されたという事実、又は裁判所若しくは行政当局が削除やアクセス遮断を命じたという事実を実際に提供者が知ったときに、迅速に保存された情報を削除し又はアクセスを遮断するために行動した
ホスティング	提供者が下記条件の いずれかを満たす とき、サービス受領者の要求に応じて保存されたサービス受領者によって提供された情報について免責される(前文(22)項、5 条 1 項) ¹⁵ 。 ① 違法行為又は違法なコンテンツについて実際に知らない。損害賠償請求に関しては違法行為又は違法コンテンツが明らかになる事実や状況を認識していない ② 実際にその事実を認識したときに、迅速に違法コンテンツを削除し、又はアクセスを遮断した

さらに、仲介サービスの提供者が違法コンテンツの検出、特定、削除等を目的とした自主的な調査を行った場合でも、それが誠実かつ入念な方法で行われる限り、直ちに上記免責規定の適用要件の不充足がみなされるものではない旨が明記されています

¹⁵ ただし、オンラインプラットフォームが平均的な消費者が当該情報、又は取引対象の商品役務がオンラインプラットフォーム自身又はその権限又は管理の下で行動しているサービス受領者によって提供されていると信じるであろう方法で(特定の情報を表示する等)、問題となる個別の取引を可能にする場合、消費者が取引事業者と隔地者間契約を締結することが可能なオンラインプラットフォームの消費者保護法の下での責任に関しては、免責規定は適用されません(前文(23)項、5 条 3 項)。

(前文(25)項、6条1項)¹⁶。

他方で、仲介サービス提供者自身が情報の発信者ないし編集者等で、その情報を提供している者なのであれば、これらの免責は適用されません(前文(18)項)。また、違法コンテンツを仲介サービスに提供して一般に広めたサービス受領者や他の関与者(閉じられたオンライン環境におけるグループモデレータ等)であっても責任を負う余地があることが確認されています(前文(26)項)。

なお、電子商取引指令同様に、仲介サービスの提供者は送信又は保存する情報を監視する一般的な義務や、違法行為を示す事実を積極的に探し出す義務を負わないことが確認されています(7条)。

こうした違法コンテンツ対策をとるうえで、①仲介サービス提供者は、司法機関又は行政機関から特定の違法コンテンツに対応すべき旨の命令を受領した場合は、当該命令が履行されたか、また、それはいつかについて不当な遅滞なく報告する義務を負います(8条1項)。ただし、当該命令の地理的適用範囲は、命令の目的を達成するために厳密に必要な範囲に限定され、具体的には、(i)違法性がEU法に起因する場合や、(ii)当局が国際礼讓の利益を考慮したうえで権利保護のためにより広い地理的適用範囲が必要だと判断しない限り、当該命令を下した当局の加盟国内に限定されるものとされています(8条2項(b)、前文(31)項)¹⁷。また、②仲介サービス提供者は、司法機関又は行政機関から特定の受領者に関する情報提供命令を受領した場合も、当該命令が履行されたか、また、それはいつかについて遅滞なく報告する義務も負います(9条1項)。この場合、仲介サービス提供者は、サービスの受領者に対して、遅くとも当該命令が履行される時点までに、少なくとも当該命令に含まれていた要請の理由や是正措置に関する情報を含む通知を提供する義務も負います(9条3a項)。

なお、これらの命令については、いずれも当該命令に記載されるべき事項が法定されています(8条2項、9条2項)。

(3) デューデリジェンス義務(第3章)

DSAの第3章は、域内市場の機能性を向上させ安全で透明なオンライン環境を確保するためのデューデリジェンス義務を規定していますが、その内容は様々であるため、仲介サービスの類型や規模に応じて求められる義務の内容が異なり、①:全ての仲介サービス提供事業者に適用される義務、②:①に加えてホスティングサービス提供事業者に加重して適用される義務、③:①②に加えて全てのオンラインプラットフォームに加重して適用される義務、④:①②③に加えて巨大オンラインプラットフォームにのみ加重して適用される義務、及び⑤:巨大オンライン検索エンジンに適用される義務に分類されます。

¹⁶ これらの規定からは、米国通信品位法230条(c)が定める「善きサマリア人の法理」に類似した考え方が読み取れます。

¹⁷ 国際法に抵触しない範囲で、違法コンテンツを全世界から削除する義務を負い得る旨の欧州司法裁判所による判断(Judgment in Case C-18/18, Eva Glawischnig-Piesczek v Facebook Ireland Limited, 3 October 2019)<<https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=6E53A0EC58FC009ED40202CFC8B818CD?text=&docid=221364&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=4076777>>との関係性については DSA 上は特段整理されていません。

内容	仲介サービス	ホスティングサービス	オンラインプラットフォーム	超巨大オンラインプラットフォーム	超巨大オンライン検索エンジン*
当局及び利用者向けの連絡窓口・(必要に応じて域内代理人)の設置(10条・10a条・11条)	○	○	○	○	-
ユーザー提供情報に関するサービス利用制限の開示等の利用規約に関する要件(12条)	○	○	○	○	-
コンテンツモデレーションに関する透明性レポートの年1回以上の公表(13条)	○	○	○	○	-
ユーザーが違法コンテンツを通知し、それに対するアクションを講じる仕組み(ノーティスアンドアクション)の導入(14条)	/	○	○	○	-
コンテンツ削除やサービス停止等により影響を受けるサービス受領者への理由説明(15条)	/	○	○	○	-
生命・安全への脅威に関する刑事犯罪の疑いがある情報を発見した場合の法執行機関等への報告(15a条)	/	○	○	○	-
コンテンツ削除等の決定に対する社内苦情処理システムの構築と裁判外紛争解決を選択する権利の付与(17条・18条)	/	/	○	○	-
信頼されたフラグガー(Trusted Flaggers)からの通知に対する優先対応(19条)	/	/	○	○	-
違法コンテンツを提供するユーザーへのサービス提供の停止手続等(20条)	/	/	○	○	-
オンラインプラットフォーム提供者に対して13条に追加してさらに求められる透明性レポートの公表(23条)	/	/	○	○	-
ユーザーの意思決定能力を損なうようなオンラインインターフェースの設計の禁止(23a条)	/	/	○	○	-
ユーザーに表示されるオンライン広告に関する透明性の確保(24条)	/	/	○	○	-
おすす機能で利用される主要なパラメータ等の利用規約における開示(24a条)	/	/	○	○	-
未成年者のプライバシー等に関する保護措置の実施(24b条)	/	/	○	○	-

取引事業者の追跡可能性を確保するための情報の収集・提供*** (24c 条)			○	○	-
取引事業者が規制遵守できるような方法でのオンラインインターフェースの設計*** (24d 条)			○	○	-
取引事業者から消費者への違法製品等の提供が発覚した際の消費者に対する取引事業者の特定情報等の通知*** (24e 条)			○	○	-
サービス利用等に伴うシステムリスクの評価及びリスク軽減措置の実施 (26 条・27 条)				○	○
危機発生時の欧州委員会による対応要請 (27a 条)				○	○
独立機関による DSA 第 3 章に規定される義務等の履行状況に関する定期監査の受け入れ (28 条)				○	○
プロファイリングに基づかないおすすめ機能のオプション提供 (29 条)				○	○
提供した広告に関するレポジトリ公開義務 (30 条)				○	○
当局や研究者に対するデータへのアクセス許可 (31 条)				○	○
コンプライアンスオフィサーから構成されるコンプライアンス部の設置 (32 条)				○	○
超巨大オンラインプラットフォーム提供者に対して 13 条及び 23 条に追加してさらに求められる 6 ヶ月に 1 回以上の透明性レポートの公表 (33 条)				○	○33 条(1a)、(1b) 項を除く ¹⁸

*オンライン検索エンジンは仲介サービスに含まれ得るようであるものの(前文(27)項)、仲介サービスのうち単なる導管、キャッシング、ホスティングサービスのいずれに該当するかは DSA 上は必ずしも明記されていないため、本表では、その取扱いは明記していない。

**任意の主体(entity)の申請に応じて、(a)違法コンテンツの検出、特定、通知のための特別な専門性及び能力を有していること、(b)全てのオンラインプラットフォーム提供者から独立していること、(c)通知を提出するための活動を、真摯に、正確に、客観的に行っていることという条件を全て満たしていることが立証された場合に、申請者が拠点有する EU 加盟国のデジタルサービス調整官によりその地位が授与される(19 条 2 項)。特に、加盟企業の利益を代表している業界団体は信頼されたフラグガーの地位を申請すべきであると指摘されている上、国内法執行機関、Europol 等の公的機関や、児童の性的虐待表現を通知するホットラインである INHOPE ネットワークに属する組織や違法な人種差別、外国人嫌悪表現の通知に従事する組織等の非政府組織で民間又は準公的機関も信頼されたフラグガーになり得るものとされている(前文(46)項)。

***ただし、消費者と取引事業者の隔地者間契約を可能とするオンラインプラットフォームに限る。

一例としてオンライン広告に関する透明性を取り上げると、オンラインプラットフォーム提供者は、サービスの受領者が以下の事

¹⁸ 33 条(1a)項及び(1b)項は、13 条及び 23 条に基づいて公表される透明性レポートの内容に加えて盛り込むべき内容が規定されている。

項を識別できることを確保する義務を負います(24条1項)。

- 目立つ表示等を通じて、その情報が広告であること
- 広告を表示させている自然人又は法人(もし広告を表示させている者と広告に対する支払を行う者が異なる場合は、当該支払を行う自然人又は法人も含む)
- 広告を誰に表示するかを決定している主要な変数及びその変更方法

さらに、オンラインプラットフォーム提供者になると、GDPR 9条1項が定めるセンシティブデータを使用した GDPR 4条(4)項が定める意味におけるプロファイリングに基づいて広告を表示することは禁止されます(24条3項)。

そのうえで、超巨大オンラインプラットフォームの提供者については、最後に広告が表示された時点から1年間は、以下の事項を含むレポジトリを提供する義務も負います(30条1項・2項)。

- 商品役務やブランドの名称、広告の主題を含む広告の内容
- 広告を表示させている自然人又は法人(もし広告を表示させている者と広告に対する支払を行う者が異なる場合は、当該支払を行う自然人又は法人も含む)
- 広告が表示された期間
- 広告が特定の1以上のグループに向けて表示されたものか(その場合、対象でないグループを排除するために用いられた主要な変数を含む)
- 表示された商業通信¹⁹
- 到達したサービスの受領者の合計

(4) エンフォースメント

DSAのエンフォースメントにおいては、義務違反に対するEU加盟国法上の罰則による実効性確保のほか、自主基準や行動規範の策定を組み合わせることも想定されています。

まず、欧州委員会は、EUや国際的な標準化団体が、違法コンテンツの通知をはじめとする一定の義務規定に関する事項について、自主的な標準を設定することを推進します(34条1項)。また、欧州委員会は、EUレベルでの自主的な行動規範の策定を推進しつつ(35条1項)、特にシステミックリスクが懸念される領域においては、欧州委員会は、超巨大オンラインプラットフォームの提供者、超巨大オンライン検索エンジンの提供者等が当該行動規範の策定プロセスに参加するよう促すこともできるとされています(35条2項)。さらに欧州委員会は、オンラインプラットフォームの提供者、オンライン広告仲介サービス提供者のほか、運用型広告のバリューチェーンの関係者等の間で、24条及び30条が定める要件を上回る、オンライン広告バリューチェーンの関係者にとっての更なる透明性に寄与するオンライン広告に関する自主的な行動規範を、DSAの施行から1年以内に定めるよう推進するものとしています(36条1項・3項)。

また、DSAの規定の種類に応じて、EU加盟国と欧州委員会の管轄が異なります。原則として、仲介サービス提供者の主要な拠点が所在するEU加盟国が、DSAの排他的な監督及び執行権限を有しますが(44a条1項)、例えば、DSA第3章第4節に定められる規定(超巨大オンラインプラットフォーム及び超巨大オンライン検索エンジンに関するデューデリジェンス義務)については欧州委員会が排他的な権限を有するものとされています²⁰。

そして、EU加盟国が管轄を有するDSA上の義務違反に対して課すことのできる罰則については各EU加盟国が規定するものとされているところ、制裁金に関しては、仲介サービス提供者の前会計年度における世界売上高の最大6%を上限とすることが可能とされています²¹(42条)。また、DSA上の義務違反が継続的で重大な損害をもたらしており、かつ、当該違反が人の生命又

¹⁹ 商業通信とは、商品、サービス、商工業若しくは工芸活動、又は規制対象とされた専門職の職務を行う企業、団体若しくは個人のイメージを、直接的又は間接的に宣伝広告することを目的とする、あらゆる形式の通信を指します(電子商取引指令2条(f)項)。

²⁰ また、DSA第3章第4節に定められる規定以外の超巨大オンラインプラットフォーム及び超巨大オンライン検索エンジンの提供者に関する規定に関しては、欧州委員会が監督及び執行権限を有しますが、この場合、欧州委員会が同じ違反について手続を開始しない限り、当該提供者の主要な拠点が所在するEU加盟国が監督及び執行権限を有するものとされています(44a条1a-1c項)。

²¹ ただし、不正確、不完全又は誤解を招く情報の提供、回答又は修正の不履行、及び検査への不参加に対して課せられる罰金の上限は、仲介サービス提供者等の前会計年度における年間所得又は世界売上高の最大1%までとされています。

は安全への脅威を伴う場合には、デジタルサービス調整官が加盟国の管轄司法当局に要請することによって、当該司法当局により仲介サービス提供事業者のオンラインインターフェースへのアクセスが一時的に制限される可能性があります(41条3項)²²。

3. 日本への影響

DSAは、電子商取引指令の現代化のために、違法コンテンツ対策のほか、消費者保護や未成年者保護等の多岐にわたる政策目標を達成するための規制ツールを含んでいます。そのため、日本の権利者や消費者が仲介サービス提供者に対して直接的にDSA上の義務の履行を求める場面は多くないかもしれないものの、すでに日本でもDSAのような法規制を導入すべきかについての議論が始まっているように²³、日本における類似の政策課題への対処方法を予測するうえでは、一つの有益な参考材料になると考えられます。例えば、日本でも、近時のものに限って見ても、以下のような主だった類似の動向が見当たります。

- **違法有害情報対策**: 日本では、違法コンテンツに限らず違法有害情報を検討対象として、仲介サービス提供者の責任強化というよりは、その判断基準の明確化²⁴や、国内におけるコンタクトポイントの設置²⁵、被害者による発信者情報開示制度の利用を通じた救済を図る政策²⁶等が進んでいるところ、さらに今後、コンテンツモデレーションの透明性や、ひいては偽情報対策についても、法制による対応が検討されています²⁷。海賊版に関しても、別途の対策メニューの検討が進展を見せています²⁸。
- **ガバメントアクセス**: DSA上の政府機関による対策の地理的範囲や、情報提供要請(ガバメントアクセス)及びその本人に対する通知については、日本の刑事訴訟法の改正動向²⁹や、改正電気通信事業法に基づく重大事故報告制度の設計(個人情報保護委員会にてガバメントアクセスについての懸念があるとされた外国からの情報収集活動への回答を報告対象化する)³⁰等を理解・検討するうえでも参考になり得ます³¹。
- **オンライン広告**: 今秋より特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の適用対象にデジタル広告が追加されることで、広告主や媒体社向けの透明性向上が図られる予定とされていますが、消費者向けの情報提供や透明性向上については、別途、消費者庁における検討が続いています(ステルスマーケティングに対する規律等)³²。また、広告に特化した規律ではないものの、電気通信事業法及び関連ガイドライン上、個人情報を利用してプロファイリングを行う場合には、電気通信事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度

²² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2348

²³ https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/030_honbun.html?v=p

²⁴ <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/14925697/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E4%B8%8A%E3%81%AE%E8%AA%B9%E8%AC%97%E4%B8%AD%E5%82%B7%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%90%E3%82%8B%E6%B3%95%E7%9A%84%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9C%89%E8%AD%98%E8%80%85%E6%A4%9C%E8%A8%8E%E4%BC%9A%20%E5%8F%96%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%A8%E3%82%81/4024bd00-6890-424a-9348-6b0fa65f2dea>

²⁵ 電気通信事業法16条1項2号、「外国会社の商業登記事務の取扱いについて」(令和4年6月24日法務省民商第307号法務省民事局商事課長通知)参照。

²⁶ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/01kiban18_01000107.html

²⁷ https://www.soumu.go.jp/main_content/000823588.pdf

²⁸ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000169.html

²⁹ https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003011_00002

³⁰ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000456.html

³¹ なお、EUにおける電子証拠の越境捜査手続に関しては、別途、一定のデータに対して、執行強制力のある保全命令と提出命令を指定代理者を含む名宛人に発令でき、問題がなければ名宛人の所在国(執行国)の当局の関与を不要とする保全・提出命令規則案、及び、一定のサービス提供者にEU域内の指定代理者を置く義務を課す指令案の検討が進んでいます。

³² https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_004/


に利用目的を特定する必要がある旨が明記されたり³³、端末内に蔵置された情報を外部送信させる指令通信を行う際の本人の確認機会を担保する規律が整備されたりしています³⁴。

- **レコメンドシステム**: 競争政策の観点から消費者に十分な情報を提供せずに商品役務を選択させることの競争上の弊害に対する規制はすでに検討されており³⁵、実際にも飲食店予約サービスにおいて不透明なアルゴリズム変更がなされたことを問題視した地裁判決が下された旨が報じられています。
- **KYC**: 特定商取引に関する法律に加えて、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が施行されたことで、プラットフォーム事業者において、販売業者等と消費者との間の円滑な連絡を可能とする措置をとることやその概要の情報開示の努力義務が定められるとともに、消費者に一定の開示請求権が付与されました。今後、SNS 事業者等も対象に、消費者に対して、販売業者等に関する情報の開示請求権を付与する法制の検討も行われる予定です³⁶。
- **ユーザーインターフェース(UI)**: ダークパターンについては、現状、消費者庁において中長期的な課題として検討されているようです³⁷。

もちろん DSA のほかにも、EU における安心・安全なオンライン空間のデザイン・規律に関しては、政治広告³⁸やメディア規制³⁹等の新たな提案が存在し、EU のデータ空間の規律全般にも目を向ければ、GDPR、DMA、DGA、AI Act 案、Data Act 案、NIS2 指令案、Health Data Space 案等も見当たります。EU の政策動向は、上記のとおり、日本の様々な政策動向に影響を与える可能性があることからすると、今後も DSA の成立や実施状況のほか、他の関連政策の動向等を継続的に注視することが有益と考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000805807.pdf

³⁴ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000167.html

³⁵ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital.html

³⁶ https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/digital/doc/009_220809_shiryou1.pdf

³⁷ https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/assets/representation_cms212_220622_1.pdf

³⁸ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/733592/EPRS_BRI\(2022\)733592_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2022/733592/EPRS_BRI(2022)733592_EN.pdf)

³⁹ 改正視聴覚メディアサービス指令 <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018L1808&rid=9>>を踏まえた https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_85